

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2025年 1月27日

【会社名】 株式会社 J Pホールディングス

【英訳名】 JP-HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂 井 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号

【電話番号】 052(433)5681 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 都 志 謙 治

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号

【電話番号】 052(433)5681 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 都 志 謙 治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 199,851,960円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	309,848株(注2)	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 2025年1月27日開催の取締役会決議によります。

2. 発行数は、当社及び当社の子会社従業員持株会「ジェイ・ピー従業員持株会」の会員(条件を満たしている休会会員を含む)及び会員資格のある従業員(当社及び当社の子会社従業員である正社員及び契約社員)のうち適用対象となる従業員を、役職等により、1名につき当社普通株式120株を付与する者、1名につき当社普通株式77株を付与する者に分け、それぞれの区分に応じ、本有価証券届出書提出日における適用対象となり得る当社及び当社の子会社の従業員の最大人数である、308名、3,544名に対し付与するものと仮定して算出しております。

なお、発行数は本有価証券届出書提出日における予定株数の為、変更となる可能性がございます。

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	309,848株(注2)	199,851,960(注3)	
一般募集			
計(総発行株式)	309,848株(注2)	199,851,960(注3)	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行数は、当社及び当社の子会社従業員持株会「ジェイ・ピー従業員持株会」の会員(条件を満たしている休会会員を含む)及び会員資格のある従業員(当社及び当社の子会社従業員である正社員及び契約社員)のうち適用対象となる従業員を、役職等により、1名につき当社普通株式120株を付与する者、1名につき当社普通株式77株を付与する者に分け、それぞれの区分に応じ、本有価証券届出書提出日における適用対象となり得る当社及び当社の子会社の従業員の最大人数である、308名、3,544名に対し付与するものと仮定して算出しております。

なお、発行数は本有価証券届出書提出日における予定株数の為、変更となる可能性がございます。

3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である645円に上記の発行数の見込数を乗じて算出した見込額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものである為、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
645		1株	2025年3月19日～ 2025年3月21日		2025年3月26日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法第199条第1項第2号所定の払込金額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式である645円であります。
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先であるジェイ・ピー従業員持株会より申込みがない場合には、本自己株式処分は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社J Pホールディングス 人事・採用部	名古屋市中村区名駅二丁目38番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田一丁目23番9号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,851,960	450,000	199,401,960

- (注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。
2. 払込金額の総額は、本自己株式処分に係る会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である645円に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。
4. 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日における見込額のため、変更となる可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社からジェイ・ピー従業員持株会の会員(以下、「会員」といいます。)に対して特別奨励金を付与し、割当予定先が会員から特別奨励金の拠出を受け、これを払い込むものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、上記差引手取概算額199,401,960円につきましては、2025年4月以降、業務運営のための運転資金に充当する予定であり、実際に費消されるまでの間は、当該預金口座にて管理します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	ジェイ・ピー従業員持株会	
所在地	名古屋市中村区名駅二丁目38番2号	
設立根拠	民法第667条第1項、ジェイ・ピー従業員持株会規約	
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 笹田 知裕
	住所	名古屋市中村区名駅二丁目38番2号
	職業	当社従業員
主たる出資者、比率	当社及び当社の子会社の従業員(出資比率100%)	
出資額	3,906,137,415円(注3)	
組成目的	当社及び当社の子会社の従業員が、当社の株式を取得することで従業員の財産形成の一助とすること及び経営への参画意識の向上を図ることを目的とします。	

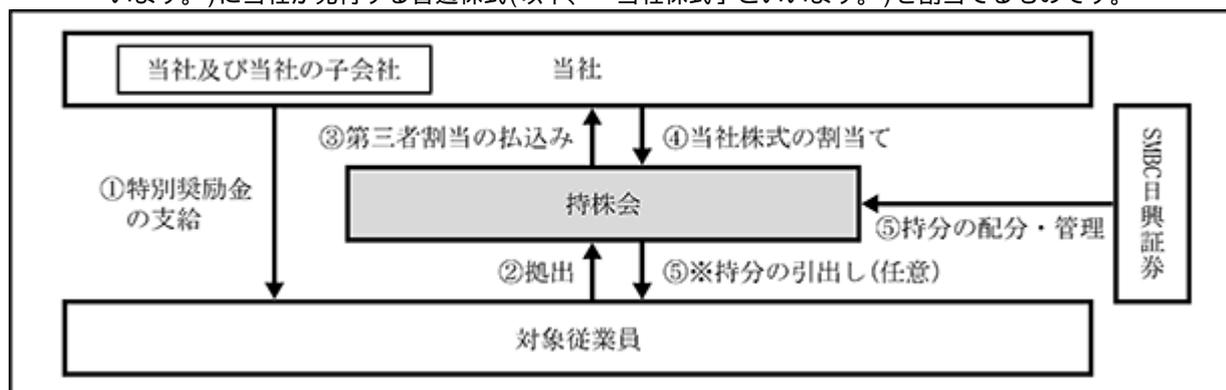
(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先に対する出資はありません。 割当予定先は当社普通株式を5,719,927株(2024年9月30日現在)保有しています。
人事関係	当社の従業員4名が割当予定先の理事等(理事長1名、理事2名、監事1名)を兼任しております。
資金関係	該当事項はありません。ただし、当社は、割当予定先の会員に奨励金(本特別奨励金を含みます。)を付与しています。
取引関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 割当予定先の概要及び提出者との割当予定先との間の関係の欄は、特記がない限り、2024年9月30日現在のものです。
2. 割当予定先であるジェイ・ピー従業員持株会は、当社及び当社の子会社の従業員を会員とする持株会であります。
3. 割当予定先は、毎年3月末日をもって過去1年間の決算報告書を作成しており、監事の承認を得ています。直近(2024年3月31日)の決算報告書によれば、割当予定先が保有する当社普通株式は6,056,027株でした。2025年1月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値645円で算出しますと、出資額は、3,906,137,415円となります。

本スキームの仕組み

本第三者割当は、「従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)」(本届出書において「本スキーム」といいます。)に同意する者(以下、「対象従業員」といいます。)に対し、特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先であるジェイ・ピー従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)に当社が発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を割当てるものです。



当社及び当社の子会社は対象従業員に特別奨励金を支給します。

対象従業員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。

持株会は対象従業員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当について払込をします。

当社は持株会に対して当社株式を割り当てます。

割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託しているS M B C日興証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。

対象従業員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

本持株会は、十分な周知期間を設けて本持株会未加入者への入会プロモーションや本スキームへの同意確認を行います。本有価証券届出書に記載しました発行数は、本スキームの適用対象となり得る最大人数である当社及び当社の子会社の従業員3,852人の全員が本持株会に加入し、本スキームに同意した場合の最大数を想定していますが、実際は本持株会への加入に至らない若しくは本スキームに同意しない従業員又は退職退会者が生じ得ますので、最終的に処分される当社普通株式の数は最大数の想定より少なくなる可能性があります。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、対象従業員に対し、当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることに加えて、より一層の従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図することを目的として、本持株会に対して当社の株式を付与することにより、本持株会を通じて、当社及び当社の子会社の従業員に対して、当社普通株式を付与することを決定しました。様々な株式付与スキームを検討して参りましたが、本持株会を通じて当社普通株式を一括付与する方法が多くの従業員を対象に最も効率的で維持費用も廉価であることに加え、本持株会の発展は、当社及び当社の子会社の従業員が株主の皆様と中長期的な企業価値を共有することに繋がると判断し、本持株会を割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 309,848株

発行数は、対象従業員を、役職等により、1名につき当社普通株式120株を付与する者、1名につき当社普通株式77株を付与する者に分け、それぞれの区分に応じ、本有価証券届出書提出日における適用対象となり得る従業員の最大人数である、308名、3,544名に対し付与するものと仮定して算出しております。実際に割り当てる株式数は、本持株会未加入者への入会プロモーションや加入者への本スキームに対する同意確認終了後の対象従業員数に応じて確定する見込みであります。

(5) 株式等の保有方針

本割当株式については、譲渡に関する制限は付きませんので、本持株会規約等に従い、会員である各従業員の判断で、本持株会の通常株式持分と同様に個人名義の証券口座に引き出し、株式を売却することが可能です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、割当予定先である本持株会の会員に対し当社が特別奨励金を支給することを予定しており、持株会会員が当該奨励金を持株会に拠出することによって払込みが行われる予定です。

(7) 割当予定先の実態

本持株会は当社及び当社の子会社の従業員を会員とする持株会であり、当該割当予定先の理事長及び会員(以下、「割当予定先関係者等」といいます。)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、割当予定先関係者等が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分による発行価格(払込金額)は、直近の当社普通株式の株価が当社の株主の価値を適正に表していると考えられることから、2025年1月24日(本自己株式処分を決議した取締役会の日(以下、「本取締役会決議日」といいます。))の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である645円としております。これは、本取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。

この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入しております。)は次のとおりです。

期間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月(2024年12月25日～2025年1月24日)	648円	0.46%
3ヶ月(2024年10月25日～2025年1月24日)	660円	2.27%
6ヶ月(2024年7月25日～2025年1月24日)	668円	3.44%

なお、当社の監査等委員会(5名、うち社外取締役である監査等委員4名)は、当該払込金額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること、及び当該払込金額が本取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本有価証券届出書提出時点において、309,848株を予定しており、当該発行数量は本スキームの適用対象となり得る最大人数である当社及び当社の子会社の従業員3,852人の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合に見込まれる最大数であります。十分な周知期間を設けて本持株会未加入者への入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募りますが、実際は本持株会への加入に至らない若しくは本制度に同意しない従業員又は退職退会者が生じ得ますので、発行数量及び払込金額の総額は、想定より少なくなる可能性があります。

希薄化の規模は、2024年9月30日現在の発行済株式総数87,849,400株に対し、0.35%(2024年9月30日現在総議決権数853,816個に対する割合は0.36%)です(比率は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。)。本スキームの導入は、当社及び当社の子会社の従業員の勤労意欲高揚による当社の中長期的な株主価値の向上に寄与するものと考えており、本自己株式処分による発行数量及び希薄化の規模は合理的であり、市場への影響は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合(%)
株式会社ダスキン	大阪府吹田市豊津町1-33	26,989	31.61	26,989	31.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	8,414	9.86	8,414	9.82
ジェイ・ビー従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目38番-2	5,719	6.70	6,029	7.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,452	5.21	4,452	5.20
ほがらか信託株式会社信託口A-1	東京都千代田区麹町4丁目8 麹町クリスタルシティ9階	3,219	3.77	3,219	3.76
王 厚龍	大阪府大阪市中央区	2,320	2.72	2,320	2.71
山口 洋	愛知県名古屋市中東区	1,496	1.75	1,496	1.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目 4番5号)	1,150	1.35	1,150	1.34
フレッシュアドバイザーズ株式会社	東京都港区元赤坂1丁目1-8	964	1.13	964	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	924	1.08	924	1.08
計		55,651	65.18	55,961	65.31

- (注) 1. 2024年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
上記のほか、当社が保有している自己株式2,451千株があります。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権個数(853,816個)に本自己株式処分により増加する議決権数(3,098個)を加えた数(856,914個)で除した数値です。
4. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)4,482,100株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)3,902,900株
5. 2021年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2021年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等の保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	4,140,000	4.71
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	131,700	0.15

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第32期(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 2024年6月26日東海財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第33期半期(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月13日東海財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年1月27日)までに、以下の書類を提出しております。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2024年6月28日に東海財務局長に提出

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年1月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年1月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 J Pホールディングス本店
(名古屋市中村区名駅2丁目38番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。